



こんなまちに住んでみたい!を

地区計画など[※]でまちのルールにしてみませんか?

- ・まちづくりに取り組みたい方を支援します。
- ・自分たちで考えたまちのルールのアイデアを区に提案することが出来ます。
- ・自分たちで作ったルールを運用（開発事業者との協議等）をすることが出来ます。



※地区の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしい都市づくりを誘導する為の計画

STEPごとの
具体的な支援は裏面へ

まちづくり協議会とは

地区計画等を活用し、都市づくりの推進を行うことを目的とする団体を「まちづくり協議会」とし、区は活動の段階に応じた支援を行います。

STEP 0

職員ワークショップの開催

担当職員がお話をおうかがいし、地域の実情に合った都市づくりの進め方を一緒に考えます。

状況により、途中のSTEPからでも認められます。

STEP 1~3

届出まちづくり協議会

- 地区計画等の申出、都市計画・景観計画の提案を目指して、これから活動を始める協議会です。
- 登録まちづくり協議会に進むため、合意形成を進めていただきます。

<受理要件>

- 地区計画等の申出、都市計画・景観計画の提案を目指した団体である
- 土地所有者等を5人以上含むメンバーで構成されている
- 同じ目的の他の協議会と区域が重複していない など

STEP 3~4

登録まちづくり協議会

- 地区計画等の申出、都市計画・景観計画の提案を目指して、ルールの検討を進める協議会です。
- ルールの提案を目指し、更なる合意形成を進めていただきます。

<登録要件>

- 受理要件を満たしている
- 活動区域が5,000㎡以上である
- 土地所有者等の2分の1を超える同意又は地域の団体の賛同が得られている
- 周知が積極的に行われている など

STEP 5

承認まちづくり協議会

- 地区計画などの地域のルールを運用し、事業者と地元協議等を行う協議会です。
- ルールの変更等を提案することができます。

<承認要件>

- 地区計画が決定していること又はまちづくり憲章^{※1}若しくは地区ガイドライン^{※2}が登録されている
- 同じ目的の他の協議会と区域が重複していない
- 都市づくりの実績があること など

※1：地区のまちの将来像や都市づくりの方針を定めたもの

※2：地区のまちの将来像や都市づくりの方針を実現するために、地区で取決めをしたもの

まちづくり協議会への支援の内容

職員ワークショップの開催

- 都市づくりに興味がある方に対し、勉強会を開催します。
- 都市づくりに関する制度や先進的なまちづくりの事例を紹介します。
- 手続きの進め方や書類作成のサポートをします。

協議会設立前でも可能です

コンサルタント派遣制度

- まちづくりコンサルタントを派遣し、都市づくり活動を推進するための助言や、計画作成の支援、合意形成の進めるための支援を行います。
- ※派遣回数や派遣費用には上限があります。

板橋区ホームページへの掲載

- 届出・登録・承認まちづくり協議会になった団体を、条例に基づく協議会として、区が公表します。
- 活動内容等を板橋区ホームページにて紹介します。

協議活動の支援

- 事業者にもちづくり協議会と協議するよう周知します。
- 事業者とまちづくり協議会との協議状況は、区に報告されます。

まちづくり協議会の交流

- 協議会同士が交流できる機会を検討します。
- 会報誌、チラシの交換、合同勉強会など学び合える関係づくりをサポートします。

その他

- 各地域センター等に設置された、コミュニティ印刷機を利用することができます。※利用登録は別途必要です。
- 条例に基づき、その他都市づくりに必要な支援を行います。